

総 税 都 第 7 4 号
平成 2 5 年 1 0 月 1 日

各道府県税務主管部長 殿
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局都道府県税課長

消費税率（国・地方）の引上げについて

昨年 8 月、地方における社会保障の充実及び安定化のための安定財源の確保と財政健全化の同時達成を図るため、消費税率（国・地方）の引上げ等を内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 69 号。以下「地方税法等改正法」という。）が成立、公布されたところですが、本日、同法の規定に基づいて種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した結果、予定通り平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（国・地方）を引き上げることについて閣議において確認がなされました。

今後、今回の社会保障・税一体改革について国民の一層の理解と協力を得るとともに、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「転嫁対策特別措置法」という。）等に基づき、消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保することが重要であり、その意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があります。政府においては、今後、社会保障・税一体改革の趣旨や転嫁対策特別措置法の内容等を説明したリーフレット等を作成するなど、広報等施策を積極的に実施してまいります。

つきましては、貴団体におかれても、今回の社会保障・税一体改革の趣旨、地方税法等改正法の内容、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の確保等について広報を十分に行うとともに、下記事項に留意の上、国と連携を図りつつ、地方消費税率の引上げ等に伴う広報等施策の実施につき、適切に対応されるよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 広報

(1) 地方税法等改正法に関する広報

ア 各種広報媒体を活用した広報

地方税法等改正法の内容について、ホームページや広報紙等への掲載、リーフレット等の窓口への備付け等、各種広報媒体を活用した広報を実施されたいこと。

この点、総務省では、地方税法等改正法の内容を示したリーフレット（別添1参照）を作成し、総務省ホームページに掲載しているため、各都道府県のホームページからリンクを貼る、また、当該リーフレットを印刷の上、後記の地方税法等改正法に関する相談窓口に備え置くなど、適宜活用されたいこと。さらに、総務省において、地方消費税の仕組み等を具体的に示した地方公共団体職員用の解説書を作成の上、各地方公共団体に配布する予定であるため活用されたいこと。

イ 国税当局と協調した広報

国税庁から各国税局等に対して、「地方公共団体及び関係民間団体等と協調し、市町村等の広報紙や関係民間団体等の機関紙等を通じた広報を行う」旨を記した事務運営指針が示されているところであるため、国税当局による施策との調整を十分に図りつつ、効果的・効率的に広報を実施されたいこと。

(2) 転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報

本年8月23日、転嫁対策特別措置法に基づき、内閣官房等の関係省庁の連名により、各都道府県あてに「消費税の転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る情報収集等のための態勢整備並びに転嫁対策等の広報対応について」（別添2参照。以下「転嫁通知」という。）が発出されたところである。当該転嫁通知においては、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報について協力依頼がなされたところであり、税務関係部署においても、各地方公共団体の転嫁に関する相談窓口と連携を図り、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報について協力されたいこと。

2 相談

(1) 地方税法等改正法に関する相談窓口の設置

各地方公共団体の税務関係部署においては、地方税法等改正法に関する相談窓口を設置し、必要な体制を整えた上で、事業者や住民の方々からの質問・相談等に適切かつ丁寧に対応されたいこと。

(2) 転嫁に関する相談への適切な対応

転嫁通知等に基づき、税務関係部署に設置された地方税法等改正法に関する相談窓口に対して転嫁に関する相談が寄せられた場合には、各地方公共団体の転嫁に関する相談窓口へ取り次ぐなど、適切かつ丁寧に対応されたいこと。